平成27年6月29日（月）【第11号】

「農地を守り！次世代に引き継ぐお手伝いをします！」

農地中間管理機構だより

随時発行　　発行者：農地中間管理機構（公益社団法人宮崎県農業振興公社）

◆第１１号内容

１　農地中間管理事業の推進について
２　平成27年度第１回借受希望者の募集結果について
３　農地中間管理事業審査会（６月）について
４　県内での取り組み事例紹介（７）

１　農地中間管理事業の推進について

例年になく雨が多く、日照不足に悩まされている６月です。

農地中間管理事業も２年目に入り、目標に大きく届かなかった昨年の反省を踏まえ、本格的に実施する年となります。

県内を巡回しますと、市町村等の首長さん始め担当者の方々が積極的に本事業に取り組む姿勢を感じることができます。農業･農村の現状に鑑み、１０年後のその姿を予想すれば、生産者に、より近くで仕事をされている方々には、とりわけ危機感が強いものと思われます。

先日の市町村等担当者会議では様々な意見が出され、解決すべき課題は山積していますし、今後開催される評価委員会による評価や農林水産省より出される意見等に真摯に耳を傾けるとともに、優良、先進事例なども参考に事業推進していきたいと考えているところです。

７月からは借受希望者の公募を通年で実施することにより、応募漏れ等による公募待ちが無くなり、権利設定の円滑化が期待できます。

また、４月から新たに支庁・各農林振興局に配置した地域駐在員も各地で開催される説明会等に奔走しており、さらなる事業への取組に期待しているところです。今後とも御指導をお願いいたします。

２７年度の集積目標３，０００haを達成するには大変な努力が必要です。しかしながら、担い手の明確化、担い手への農地集積･集約化、効率的かつ収益性の高い経営体の育成により、全国有数の農業県であり続けるために、関係者一丸、スピード感をもって取り組んでいこうではありませんか。本年も引き続き、皆様方の御支援・御協力をよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人宮崎県農業振興公社　常務理事　土屋秀二

２　平成２７年度第１回借受希望者の募集結果について

機構は、本年度の第１回目となる農用地等の借受希望者の募集を平成２７年５月１日（金）から５月３１日（日）までの３１日間、県内２４市町村７３区域で実施しました。その結果、１６市町村３２区域に延べ１１５経営体（実経営体１００）から２４８ﾍｸﾀｰﾙの農地の借受希望の申し込みがありました。

農用地の借受希望者１１５経営体の内訳は、法人１１社、個人農業者１０４名となっております。借受希望者を市町別に見てみると、えびの市が３１件と最も多く、次いで小林市２２件、都城市１７件、川南町１３件となっています。応募された中には重点実施地区での借受希望者も含まれており、今後、機構から転貸しの手続きを順次行っていくことになっております。

また、純粋に機構からの借受けを希望される方もいらっしゃいますので、昨年度、農地の出し手とマッチングができなかった借受希望者の方も含め、各市町村事業地域推進チームと連携を図りながら、借受希望者のフォローを行うとともに、農地の出し手の掘り起こしを行っていきたいと思います。

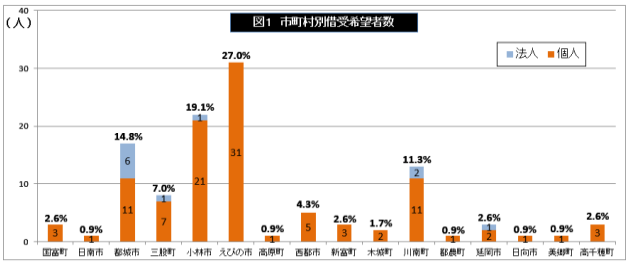

３　農地中間管理事業審査会（６月）について

６月２２日（月）に平成27年度３回目となる農地中間管理事業審査会（以下「審査会」という）を開催しました。今回の審査会では、**重点実施地区９地区**と**個別案件**としてリタイアされる農業者やまとまって農地を機構に預ける方の農地を対象として審査を行いました。重点実施地区９地区では、地域集積協力金の交付単価が高い27年末に向けて地域での話し合いを進めており、手続き可能となった農地を順次権利設定を行っています。

また、個別案件としてリタイアされる農家等からの相談も増えており、それぞれの要件に合致した農家の権利設定も順次行われています。今後、機構から転貸しされた農地の周辺農地も耕作者集積協力金の対象となりますので、地域内での周知をお願いします。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

◆重点実施地区９地区（都城市・三股町・小林市・えびの市・高原町・新富町）
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積　２４．５ha
◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（19名）
（都城市・えびの市・高原町・西都市・新富町・川南町・高千穂町）
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積　１５．４ha

６月審査面積　３９．９ha
平成27年度転貸累計面積　１１９．０ha

４　県内での取組事例紹介（７）

第７回目の事例紹介は、えびの市「上大河平地区」の紹介です。

本地区は、えびの市飯野の国道２２１号北側に位置する畑台地（144.0ha）で、ほうれん草や里芋等の露地野菜を基幹作物としているところです。また、本地区は、国営畑地かんがい事業「西諸地区」の受益地（89.2ha）で、人・農地プランの策定（H25.11月）と併せて、「大河平地区畑地かん事業推進委員会」を設立し、畑地の基盤整備と併せて地域の中心経営体に農地の集積を進め、強い農業経営体を育成していくこととしています。

このような中、基盤整備事業の計画において同意取得がなかなか進まず苦慮していましたが、農地中間管理事業の制度創設により、具体的な農地集積や機構集積協力金の活用も含め事業推進したところ、同意取得も伸び、現在、平成29年度新規採択に向けて地元調整を進めていることろです。

農地中間管理事業の活用については、現状の状態で地区内の中心経営体（認定農業者13名、法人３者、個人経営者12名）に農地集積を図り、基盤整備後に担い手への農地の集約化について具体的な話し合いを進めているところです。基盤整備後は、地区全体で農地の集約化に取組み、将来的には８割超の農地を担い手に集積する計画としています。地域の担い手も、農地中間管理事業は農地の集約化に向けて大変有効な手段であると認識されており、積極的に推進しているところです。

＜上大河平地区での農地中間管理事業に係る取り組み経緯＞
◆H26.4.6　地区内の農地所有者を対象とした事業説明会の開催（上大河平集落）
◆H26.7.30 地区内の農地所有者を対象とした事業説明会の開催（鍋倉集落）
◆H26.12～H27.5　大河平地区畑地かん事業推進委員との事業検討会（4回実施）
◆H26.12～H27.6　事業説明を農地集積推進員による個別訪問により実施（合計60回）
◆H27.6.1　地区内の利用権設定手続き開始

＜農地第一課より＞

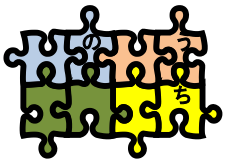

農地中間管理事業の本格実施の年である平成27年度がはじまり早３ケ月が過ぎようとしています。各市町村事業推進チームにおいては、限られた人員と時間の中で本年度の事業取組等について会合を重ね、順次、重点実施地区での地元説明会を開催されています。

重点実施地区での進め方には様々ありますが、ある複数の重点実施地区を抱える市町村では、まず地区内の代表者等と事業取組の可能性について協議を行った後に事業取組の見込みがある地区を選定して、地権者や担い手向けの説明会を実施しています。この時活用しているのが、地区内の農地所有者の年齢構成や担い手の耕作状況等を図示した地図です。具体的に地図にして説明すると農家の方々には説得力があるようです。具体的に農地の出し手と受け手を決める話し合いも様々な方法で行われています。まずは、農家の方々に集落の農地（財産）をどうやって守っていくのかを話し合っていただく機会を作っていただきたいと思います。（事業担当）

農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。
公益社団法人 宮崎県農業振興公社　農地第一課　電話（直通）　0985-78-0210
メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp